

四日市市告示第 2/2 号

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

四日市市長 森 智 広



四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱（平成 30 年四日市市告示第 106 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）IoT 等 IoT、AI（人工知能）<u>及びビッグデータをいう。</u> （2）から（6）まで（略） 附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、第 1 4 条の規定を除き、<u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。	（定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）IoT 等 IoT、AI（人工知能）、<u>ビッグデータ、テレワーク及び非対面型ビジネスモデルをいう。</u> （2）から（6）まで（略） 附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、第 1 4 条の規定を除き、<u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。

改正後				
別表（第 5 条関係）				
補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
	項目	内訳		
第 4 条 第 1 号に規定する事業	講座等参加費	補助対象事業遂行のために IoT 等の導入に必要な講座等へ自社の社員等が参加する場合	1/2 以内	150 千円

(IoT 等活用 人材育成事 業)		合の参加料		
	専門家依頼 経費	補助対象事業遂行のために依 頼した専門家による IoT 等の 導入にかかる指導を受ける場 合に要する謝金		
第 4 条 第 2 号 に 規 定 す る 事 業 (IoT 等活用 計画策定事 業)	コンサルテ ィング委託 経費	補助対象事業遂行のためにコ ンサルティング会社等と締結 する、IoT 等の導入にかかる コンサルティング委託契約に 要する委託料	2/3 以 内	800 千円
	専門家依頼 経費	補助対象事業遂行のために依 頼した専門家による IoT 等の 導入にかかる指導を受ける場 合に要する謝金		
第 4 条 第 3 号 に 規 定 す る 事 業 (IoT 等本格 導入推進事 業)	システム開 発委託費	補助対象事業の実施に必要な IoT 等の導入にかかるシステ ムの開発及び設計にかかる委 託費または外注費	2/3 以 内	1,000 千円 (<u>削除</u>)
	パッケージ ソフト導入 費	補助対象事業のために使用さ れる IoT 等の導入にかかるパ ッケージソフトの導入に要す る経費		
	クラウドサ ービスの導 入・初期費 用	補助対象事業のために使用さ れる IoT 等の導入にかかるク ラウドコンピューティングの 利用に要する経費（ただし、 申請年度内に要する経費の み） ※機械装置に関する費用は除 く		
	コンサルテ ィング委託 経費	補助対象事業遂行のためにコ ンサルティング会社等と締結 する、IoT 等の導入にかかる コンサルティング委託契約に		

		要する委託料		
	専門家依頼 経費	補助対象事業遂行のために依 頼した専門家による IoT 等の 導入にかかる指導を受ける場 合に要する謝金		
	<u>削除</u>	<u>削除</u>		

備考

1 IoT等の導入とは、次に掲げるものをいう。

(1)から(3) (略)

(4) 削除

(5) 削除

2 (略)

改正前				
別表（第 5 条関係）				
補助対象事 業	補助対象経費		補助率	補助限度 額
	項目	内訳		
第 4 条第 1 号に規定す る事業 (IoT 等活用 人材育成事 業)	講座等参加 費	補助対象事業遂行のために IoT 等の導入に必要な講座等 へ自社の社員等が参加する場 合の参加料	1/2 以 内	150 千円
	専門家依頼 経費	補助対象事業遂行のために依 頼した専門家による IoT 等の 導入にかかる指導を受ける場 合に要する謝金		
第 4 条第 2 号に規定す る事業 (IoT 等活用 計画策定事 業)	コンサルテ ィング委託 経費	補助対象事業遂行のためにコ ンサルティング会社等と締結 する、IoT 等の導入にかかる コンサルティング委託契約に 要する委託料	2/3 以 内	800 千円
	専門家依頼 経費	補助対象事業遂行のために依 頼した専門家による IoT 等の 導入にかかる指導を受ける場		

		合に要する謝金		
第 4 条 第 3 号 に 規 定 す る 事 業 (IoT 等 本 格 導 入 推 進 事 業)	システム開発委託費	補助対象事業の実施に必要な IoT 等の導入にかかるシステムの開発及び設計にかかる委託費または外注費	2/3 以 内	1,000 千円 (うち機器購入費は 500 千円)
	パッケージソフト導入費	補助対象事業のために使用される IoT 等の導入にかかるパッケージソフトの導入に要する経費		
	クラウドサービスの導入・初期費用	補助対象事業のために使用される IoT 等の導入にかかるクラウドコンピューティングの利用に要する経費(ただし、申請年度内に要する経費のみ) ※機械装置に関する費用は除く		
	コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT 等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料		
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家による IoT 等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		
	機器導入費	テレワーク及び非対面型ビジネスモデル導入にかかる機械装置の購入費用及びレンタル費用		

備考

1 IoT 等の導入とは、次に掲げるものをいう。

(1)から(3) (略)

(4) テレワークの導入(在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の

導入による多様な勤務形態（テレワーク）のための取組を実施することをいう。）

(5) 非対面型ビジネスモデルの導入（非対面・遠隔でサービスを提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うことをいい、単なる管理ソフトの導入やホームページの作成は対象とならない。）

2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正）

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和３年四日市市告示第１８２号）の一部を次のように改正する。

改正後		
（押印の省略）		
第２条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
（略）		
四日市市企業ＯＢ人材センターアドバイザー事業実施要綱（平成２９年四日市市告示第２１２号）	（略）	
新型コロナウイルス感染症に対応するための保証料補助金交付要綱（令和２年四日市市告示第１０８号）	（略）	

(略)

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱(平成29年四日市市告示第212号)	(略)	
<u>四日市市中小企業IOT等活用促進事業補助金交付要綱(平成30年四日市市告示第106号)</u>	<u>第1号様式、第6号様式、第8号様式及び第12号様式</u>	<u>第12号様式については、署名(法人その他の団体にあっては、代表者の署名)をした場合に限る。</u>
新型コロナウイルス感染症に対応するための保証料補助金交付要綱(令和2年四日市市告示第108号)	(略)	
(略)		

(商工農水部工業振興課)